

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年4月19日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ヤマザワ白石北店

白石市福岡長袋字高畑1 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ヤマザワ 代表取締役 板垣 宮雄

山形県山形市あこや町三丁目8番9号

3 市町村の意見の概要

なし

4 地域住民等の意見の概要

（1）白石商工会議所の意見

イ （国道4号バイパス側の）信号機が時差式でないこと、また、仙台方向から旧国道4号線に入って店舗に行こうとした場合に、現行では右折スペースが無いので、周辺の交通渋滞の発生が懸念される。

ロ 出店計画図面では国道4号バイパス側を除く2か所を出入口としているが、近隣の信号機間の距離及びバイパス側、旧国道4号線側との距離も短く、特に開店当初や土日・祝祭日などにおける周辺道路の大渋滞は不可避と思われる。

ハ 店舗面積からいっても、駐車台数が153台というのは少なすぎるのではないか。

ニ 今回の出店に伴う売上のほとんどは地域住民から生み出されるものであり、それによって得られた利潤（地域イベントにおける協力を含む）については、きちんと出店地域（白石市・白石市民）に還元してほしい。

ホ 出店計画では閉店時間が午前0時となっているが、株式会社ヤマザワの県内外における既存営業店舗でそのような閉店時間で営業している店舗は皆無であることから、市内で営業している大型小売店舗同様の閉店時間で足並みを揃えてほしい。

へ 出店予定区域は「準工業地域」ながら、出店予定地の道路を挟んで近隣には住宅団地等が存在しており、周辺住民の騒音や治安維持の観点と、既に市内で

営業している「ヤマザワ白石東店が午後9時閉店である」という現状，市内に立地する大型小売店舗のほとんどが「午後10時閉店」であることから，遅くとも「午後10時閉店」とするのが妥当であると思われる。

(2) 地域住民の意見

なし

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター，大河原地方県政情報コーナー及び白石市役所

6 縦覧期間

平成25年4月19日から平成25年5月20日まで（ただし，閉庁日を除く。）